

障害者割引

身体障害者割引

知的障害者割引

精神障害者割引

適用対象者確認の為、手帳の提示を求める場合があります。

————— 下記の手帳をお持ちの方 —————

●身体障害者手帳 第1種

ご本人の乗船料が50%割引になります。

第1種身体障害者について、当社において介護能力があると認められた介護者又は通訳、介助員1名の乗船料は50%割引とする。

●療育手帳（愛護手帳） 判定 A

ご本人の乗船料が50%割引になります。

第1種知的障害者について、当社において介護能力があると認められた介護者1名の乗船料は50%割引とする。

●精神障害者保健福祉手帳 1級

ご本人の乗船料が50%割引になります。

精神障害者1級について、当社において介護能力があると認められた介護者1名の乗船料は50%割引とする。

障害者及び、障害者と共に利用する介護者または通訳・介助員のグリーン室料金は50%割引とする。

●身体障害者手帳 第2種

ご本人の乗船料が50%割引になります。

第2種身体障害者にあつては片道101km以上を旅行する場合に限り、当社において介護能力があると認められた介護者又は通訳、介助員1名の乗船料は50%割引とする。

●療育手帳（愛護手帳） 判定 B

ご本人の乗船料が50%割引になります。

第2種知的障害者にあつては、片道101km以上を旅行する場合に限り、当社において介護能力があると認められた介護者1名の乗船料は50%割引とする。

●精神障害者保健福祉手帳 2級・3級

ご本人の乗船料が50%割引になります。

精神障害者2級及び3級にあつては、片道101km以上の旅行する場合に限り、当社において介護能力があると認められた介護者1名の乗船料は50%割引とする。